

## 郡山市立学校給食費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「地域全体で子どもを育むまち」の実現に向けて、物価高騰等による保護者の経済的な負担の軽減を図るため、学校給食費等を当該保護者に代わり負担し、又は補助した学校給食会計団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費等 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により保護者の負担とされている経費（食材料の調達等に必要手数料や検査用保存食（法第9条第1項に規定する学校給食衛生管理基準に基づき保存する原材料、加工食品及び調理済食品をいう。）の費用を含む。）とし、学校給食を喫食していない場合は、それと同等の昼食費をいう。
- (2) 学校給食会計団体 法第3条に基づき実施されている学校給食のうち法第11条第2項の規定により保護者の負担とされている経費を、保護者から集金し、給食の食材費を支払うことを目的に結成している団体をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、保護者が負担する学校給食費等を当該保護者に代わり負担し、又は補助した学校給食会計団体とする。

### (補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 市長は、学校給食会計団体の当該年度決算において、支出総額の1割を超える繰越金が発生する場合は、その超過額を補助金額から減額することができる。

### (交付の申請)

第5条 学校給食会計団体は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、給食費等予定一覧（第1号様式）とする。

### (軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

### (交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第8条 補助金の決定を受けた学校給食会計団体は、各年度における第3学期の学校給食が終了した日の属する年度の3月31日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 給食費等実績一覧（第2号様式）

(2) 全部又は一部欠食者名簿（第3号様式）

2 当該年度の支出総額の1割を超える繰越金が発生する学校給食会計団体に限り、前項に規定する書類と併せて精算返還計算書（第4号様式）を提出するものとする。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により学校給食会計団体から実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により当該学校給食会計団体に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第10条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

(令和5年度第3学期に係る追加特例補助)

2 郡山市立学校管理規則第10条に規定する第3学期（令和5年度に限る。）に係る学校給食費補助金について、第4条に基づき交付決定を行っている補助金の額に加え、物価高騰対応分として追加特例補助を行う。

(1) 補助対象経費は、学校給食費等のうち、すでに交付決定を行っている補助金の対象経費を除く全額とする。

(2) 補助金の額は、在籍児童生徒1人につき、小学生（義務教育学校前期課程含む）が1,000円、中学生（義務教育学校後期課程含む）が1,250円を上限とし、第3学期の中途における転出入等により、郡山市立学校の在籍に変更があった場合は、各月15日を基準日として、月割で補助額を決定する。算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 学校給食会計団体は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、在籍児童生徒予定一覧（第7号様式）とする。

(4) 補助金の決定を受けた学校給食会計団体は、令和6年3月31日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合におい

て、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、在籍児童生徒実績一覧（第8号様式）とする。

（令和6年1月9日追加）

附 則

この要綱は、令和2年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行し、令和4年8月24日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行し、改正後の郡山市立学校給食費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年12月17日から施行し、改正後の郡山市立学校給食費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱の規定による様式により行われた申請等は、この要綱による改正後の要綱により行われたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助金の額	補助対象経費
小学校（義務教育学校前期課程含む）	1食当たりの給食費365円に給食日数及び児童数を乗じて得た額	各年度における郡山市立学校管理規則（昭和54年郡山市教育委員会規則第1号）第10条に規定する第1学期から第3学期に係る学校給食費等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する障害児入所給付費の支給又は他市区町村から学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に規定する援助その他の公的扶助等により学校給食費等の支援を受けている期間の学校給食費等を除く。）のうち学校給食会計団体が当該保護者に代わり負担し、又は補助した学校給食費等の全額
中学校（義務教育学校後期課程含む）	1食当たりの給食費435円に給食日数及び生徒数を乗じて得た額	

備考

- 1 検査用保存食に要する経費について、各学校給食会計団体につき児童生徒1名分の学校給食費等を上限額として補助金の額に加算することができる。
- 2 補助対象経費のうち学校給食会計団体が補助した学校給食費等は、アレルギー又は宗教の理由により学校給食を欠食した者に対し補助した欠食（一部欠食を含む。）に伴う学校給食費相当額及び適応指導教室通級者（給食の提供を停止している期間に限る。）に対し補助した1食当たりの給食費に昼食持参日数を乗じて得た額とする。

## 給食費等予定一覧

団 体 名

※下表の学年欄について、義務教育学校においては小1～6を1～6学年（前期課程）、中1～3を7～9学年（後期課程）と読み替えるものとする。

学年	1食単価 (円)	年間食数 (食)	学校給食費 (年額・円)	対象人数 (人)	合計 (円)
小1					
小2					
小3					
小4					
小5					
小6					
中1					
中2					
中3					
検査用保存食					
合 計					

## 給食費等実績一覧

団 体 名	対象人数	実 績 額
	人	円

※下表の学年欄について、義務教育学校においては小1～6を1～6学年（前期課程）、中1～3を7～9学年（後期課程）と読み替えるものとする。

### 1 喫食者

学年	1食単価 (円)	年間食数 (食)	学校給食費 (年額・円)	対象人数 (人)	喫食分(円) ※相当額
小1					
小2					
小3					
小4					
小5					
小6					
中1					
中2					
中3					
検査用保存食					
合 計					

### 2 全部又は一部欠食者

学年	1食単価 (円)	対象人数 (人)	喫食分(円) ※相当額	欠食給付分 (円)	合計額 (円)
小1					
小2					
小3					
小4					
小5					
小6					
中1					
中2					
中3					
合計					

### 全部又は一部欠食者名簿

No.	学年	組	児童生徒名	当該学年 給食費 (年額・円)	一部喫食 事由	当該児童生徒への負担・補助額			補助額の算定内容等
						喫食分(円) ※相当額	欠食給付 分(円)	合計額 (円)	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
合計額									

第4号様式（第8条関係）

団体名：

年度給食費補助金 精算返還計算書

学校給食会計団体名	
-----------	--

【 年度決算】

(単位:円)

余 剰 ( 内 部 留 保 ) 額	
年 度 支 出 総 額	
年 度 支 出 総 額 の 10 %	
差 引 ( 返 還 ) 額	